

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

標津町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道標津郡標津町

3 地域再生計画の区域

北海道標津郡標津町の全域

4 地域再生計画の目標

標津町の総人口は、1965年の8,051人をピークに減少に転じ、2015年の時点では5,242人となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年に3,212人、2060年には1,837人となり、ピーク時の22.8%、2020年時点の35.0%となる見込みである。

年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14歳）は1955年の2,926人をピークに減少し、2020年には639人となる一方、老年人口（65歳以上）は1955年の305人から2020年には1,577人と増加の一途をたどっており、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口（15～64歳）も1970年の5,400人をピークに減少傾向にあり、2020年には2,807人となっている。

自然動態をみると、出生数は1977年の123人をピークに減少し、2022年には26人となっている。その一方で、死亡数は2020年には78人と増加の一途をたどっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲52人（自然減）となっている。このような状況の中ではあるが、本町における合計特殊出生率は、全国・全道の平均（全国1.43、全道1.30）を上回る値で推移しており、本ビジョン第1期時点（2015年）の1.42から、第2期（2021年）の際には1.68と大きく向上し、道内自治体では上位の数字までに回復している。

社会動態をみると、2016年には転入者（276人）が転出者（243人）を上回る社会増（33人）であった。しかし、本町の基幹産業である漁業の衰退に伴い、雇用の

機会が減少したことで、町外への転出者が増加し、2022年には▲39人の社会減となっている。このように、人口の減少は出生数の減少（自然減）や、転出者の増加（社会減）等が原因と考えられる。転出する主な理由としては、年少期から生産年齢期へ移行する際の進学や就職等による都市部への人口流出等が考えられる。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。

本町が将来にわたって活力をもって存続するためには、出生率の向上や若者の定住促進等の施策を早期に講ずることが必要であるため、本町総合戦略では人口ビジョンの将来展望等を踏まえ、「結婚・子宝・子育て」、「定住・移住・暮らし」、「産業・経済」の3つの政策分野に係る事業を積極的に展開するべく、次のとおりの基本目標を定め、その目標達成を図る。

- ・基本目標1 若い世代が結婚し、子どもを産みやすい生活環境をつくる【結婚・子宝・子育て】
- ・基本目標2 暮らしやすい、暮らし続けたい生活環境をつくる【定住・移住・暮らし】
- ・基本目標3 地域の資源を活かし、まちの産業、まちの経済を守り育てる環境をつくるとともに都市からの人の流れを呼び込む環境をつくる【産業・経済】

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2025年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	合計特殊出生率の向上	1.68	1.80	基本目標1
イ	社会増減の抑制	▲57人	0人	基本目標2
ウ	新規雇用者数	17人	40人	基本目標3

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

標津町まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 若い世代が結婚し、子どもを産みやすい生活環境をつくる事業
- イ 暮らしやすい、暮らし続けたい生活環境をつくる事業
- ウ 地域の資源を活かし、まちの産業、まちの経済を守り育てる環境をつくとともに都市からの人の流れを呼び込む環境をつくる事業

② 事業の内容

ア 若い世代が結婚し、子どもを産みやすい生活環境をつくる事業

若い世代の結婚や出産の理想・希望を叶えるため、各ライフステージにおける切れ目のない支援の実践と経済的支援・施設整備のソフト・ハード両面の施策を推進する事業

【具体的な事業】

- ・安心して出産に臨める環境づくりと産後ケア
- ・こども園利用の保護者負担の軽減と保育教諭の安定的確保
- ・高校生までの医療費の助成 等

イ 暮らしやすい、暮らし続けたい生活環境をつくる事業

住環境整備に対する経済的支援、安心して暮らすための自然災害対策を推進するほか、高齢になっても暮らして活躍できるための医療・福祉・行政の連携強化を図る事業

【具体的な事業】

- ・住宅取得及び住宅のリフォームに係る経費的支援
- ・地域住民相互の支え合いを促進し、日常の困りごとの解消の支援
- ・地域防災計画の実践による防災・減災対策の推進 等

ウ 地域の資源を活かし、まちの産業、まちの経済を守り育てる環境をつくとともに都市からの人の流れを呼び込む環境をつくる事業

本町の基幹産業である酪農業と水産業の経営安定化や生産基盤の整備、環境・景観保全、起業と雇用の促進のほか、地域の文化や資源を有効に活用した交流人口の拡大を図る事業

【具体的な事業】

- ・新たな農業経営者へのソフト・ハード支援とゆとりある農業経営のための支援
- ・水産資源の確保やブランド戦略による高付加価値化
- ・創業経費の支援による新たな産業の創生と雇用の創出
- ・日本遺産「鮭の聖地の物語」を軸とした鮭、アイヌ文化の啓発とそれに即した体験型観光プログラムの提案による交流人口の拡大対策等

※ なお、詳細は標津町総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

800,000 千円（2024～2025 年度）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度3月頃に、職員による内部評価と町民委員からなる外部評価委員会による戦略の実施状況・効果を検証し、必要に応じて事業の見直しを行う。

検証後速やかに本町公式WEBサイトで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2026年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

○ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（厚生労働省）【B0908】

① 事業内容

本町内の雇用創出を図るため、5-2②ウに対し地方創生応援税制に

係る寄附を行い、事業所の設置・整備、地域求職者の雇入れを行った企業に対して、企業が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給申請を行うために必要な地方創生応援税制に係る寄附受領証を発行する。

② 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日まで

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日まで